



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

令和元年5月14日(火)
国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所
(那珂川・久慈川渇水調整協議会
事務局)

お 知 ら せ

那珂川の取水制限を再開しました。

取水制限率：農業用水15%、都市用水10%

開始日時：令和元年5月13日(月)正午から

那珂川において4月27日正午から実施していた取水制限について、その後の降雨や塩分遡上等の状況を踏まえ、5月8日正午から一時的に解除していました。

その後、まとまった降雨がなく、那珂川・久慈川渇水調整協議会(会長：国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長 八尋 裕)(※)で決定した取水制限の再開基準である野口地点における流量2.5m³/sを下回ったことから、5月13日正午から、農業用水15%、都市用水10%の取水制限を再開しました。

引き続き、那珂川・久慈川流域における水資源の有効利用のため、節水へのご協力をお願いします。

※那珂川・久慈川渇水調整協議会は、那珂川及び久慈川の渇水時における水利使用の調整を円滑に行うために設置されたもので、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県、栃木県、福島県の関係部局及び関係市町村により構成されています。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
茨城県水戸市千波町1962-2 電話 029-240-4061(代表)

ふく しょ ちょう やぎ あきとし
副 所 長 八木 昭稔

せんようちょうせい ひろた たけし
占用調整課長 廣田 健

【別紙】

令和元年5月7日

那珂川渇水調整協議会確認事項

今後の対応

- (1) 取水制限を令和元年5月8日（水）正午から、一時的に解除する。
- (2) 解除期間中であっても、取水量抑制に努めることとする。
- (3) 今後、①左岸17.5kmに位置する那珂川・県央広域工業用水道事業及び那珂市水道取水口地点まで200mg/lの塩分が遡上した場合、若しくは、②野口地点の流量が25m³/s未滿となった場合、一定規模以上の取水実績を有する利水者に対して取水制限を再開することとし、取水制限率は農業用水15%、都市用水10%とする。これ以外の利水者であっても、取水量抑制について最大限の努力を要請する。
- (4) 上記（3）の取水制限は、過去3年間の同時期における取水実績（平均）を基準とする。
- (5) 上記（3）の取水制限の実施時期は、同記①または②の事象が生じた翌日の正午からとし、事務局からFAX通知する。（土日祝日でも確認可能な体制を継続・維持すること。）
- (6) 上記の他、河川流況や塩分遡上の状況等により取水制限措置を変更する必要がある場合は、再協議の上、見直しを行うものとする。
- (7) 上記（6）の必要がある場合は、土日祝日中であっても、緊急連絡体制をもって当協議会を開催するものとする。
- (8) 県担当部局及び市町村は、相互に協力して関係利水者に対して責任をもって指導するものとする。
- (9) 各利水者は、相互に協力し円滑な水運用が図られるよう、最大限の努力を行うものとする。
- (10) 茨城県及び栃木県は、関係利水者に対し、調整池やため池の活用の徹底、取水口ごとの取水量の管理の徹底及び反復利用の徹底を呼びかけるものとする。

その他

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 都市用水については、必要に応じて節水と水質汚濁の防止について、関係住民にチラシ、パンフレット、広報車等により呼びかけを行うものとする。
また、大口需要者については、節水の協力要請を行うものとする。